

佐賀県公安委員会告示第4号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定により、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項の規定による指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体から、次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があった。

平成30年12月7日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

名称	代表者の氏名		変更年月日
特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	新	田口 香津子	平成30年12月10日
	旧	佐藤 武	